

保 発 0408 第 1 号
令 和 8 年 4 月 8 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省保険局長
(公 印 省 略)

令和 8 年度後期高齢者医療制度事業について

標記については、後期高齢者医療制度の健全な施行を図るため、別紙のとおり「令和 8 年度後期高齢者医療制度事業実施要綱」を定めたので、御了知のうえ、貴都道府県の後期高齢者医療広域連合に周知され、積極的な事業の取組とともに、その適正な取扱いを期されたい。

令和 8 年度後期高齢者医療制度事業実施要綱

1. 目的

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）に基づく後期高齢者医療制度の効果的かつ効率的な施行及びその実施者である後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）の安定的な運営を図るための事業を推進することにより、後期高齢者医療制度の健全な運営に資することを目的とする。

2. 実施主体

事業の実施主体は、広域連合とする。

3. 事業内容

事業の内容は、次に該当する事業とする。

(1) 健康診査事業

- ① 被保険者に対する健康診査
- ② 被保険者に対する歯科健康診査

(2) 特別高額医療費共同事業

著しく高額な医療に関する給付の発生が財政に与える影響を緩和することを目的とした特別高額医療費共同事業に要する費用に充てるための拠出金を納付する事業。

4. 経費の負担

広域連合がこの要綱に基づき実施する事業に要する経費については、厚生労働大臣が別に定める「令和 8 年度後期高齢者医療制度事業費補助金交付要綱」に基づいて予算の範囲内で国庫補助を行うものとする。

5. その他

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日より適用するものとする。